

【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価、その結果の概要】

当社は、取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の機能、実効性のさらなる向上に不断に取り組むため、毎年、取締役会全体の実効性を評価することとしています。その趣旨は、NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドラインで以下の通り定めています。

NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン

(取締役会等評価)

第 22 条

取締役会、指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、その業績につき、独立社外取締役の主導の下、原則として年度評価を実施し、その結果の概要ならびにさらなる実効性の確保、向上のためのアクションプランおよびその実施状況の概要等を開示します。また、当該評価においては、定例的に外部ファシリテーターの支援を活用し、より客観的、効果的な実施に努めます。この評価により、それぞれの会議が、当社グループの戦略や目標に則って、効果的に実施されているのかについての検証、議論が促進されます。